

## 金ケ崎町在宅子育て応援金支給要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、子育て家庭の経済的な負担を軽減するとともに、子どもを安心して産み家庭で育てることができる多様な保育環境をつくることを目的に、保育施設等を利用せずに乳幼児を日中家庭で子育てする保護者に対し、予算の範囲内で金ケ崎町在宅子育て応援金（以下「応援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象乳幼児 金ケ崎町内に住所を有し、保育施設等を利用していない、生後6か月に達する日の属する月の翌月から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (2) 保護者 対象乳幼児を同一住所において監護する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条に規定する者をいう。
- (3) 保育施設等 法第39条第1項に規定する「保育所」、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」、法第6条の3第9項に規定する「家庭的保育事業」、法第6条の3第10項に規定する「小規模保育事業」、法第6条の3第11項に規定する「居宅訪問型保育事業」、法第6条の3第12項に規定する「事業所内保育事業」及び法第59条の2第1項の規定に基づく届出の対象であり岩手県に届出を行っている「認可外保育施設」並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」をいう。

### (支給対象者及び対象要件)

第3 支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者を除き、対象乳幼児を家庭で1か月以上継続して養育する保護者とし、対象乳幼児と同居する保護者が複数いる場合は、対象乳幼児にかかる児童手当及び特例給付の受給者を支給対象者の優先順位とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- (2) 金ケ崎町暴力団排除条例（平成24年金ケ崎町条例第20号）第2条に規定する暴

力団及び暴力団員並びに暴力団員等と密接な関係を有する者

(3) その他町長が応援金を支給することが適当でないとする者

(応援金の額)

第4 応援金の額は、対象乳幼児1人につき、月額5,000円とする。

(支給期間)

第5 支給期間は、次の各号のいずれか遅い日の属する月の翌月から開始し、支給対象者となる要件を欠くに至った日の属する月をもって終わることとする。

(1) 第6の規定による申請をした日

(2) 出生にかかるものについては、生後6か月に達する日

(3) 転入、保育施設等の退所及び退職等にかかるものについては、1か月を経過した日

(申請手続)

第6 応援金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、金ケ崎町在宅子育て応援金支給申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前年度に引き続き支給を受けようとする申請者は、金ケ崎町在宅子育て応援金支給申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、毎年4月末日までに、町長に提出しなければならない。

3 町長は、支給対象者が災害その他のやむを得ない理由により申請ができなかったと認めた場合は、支給対象者となる要件を満たした日に申請があったものとみなすことができるものとする。

(支給決定)

第7 町長は、第6の規定による申請を受理したときは、審査を行い、支給の可否を決定し、金ケ崎町在宅子育て応援金決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(応援金の支給)

第8 町長は、申請者に対し、毎年8月、12月及び翌年4月の3回、それぞれの前月までの応援金を、申請者が指定する金融機関に口座振替の方法により支給するものとする。ただし、町長が必要と認めるときはこの限りでない。

(支給額改定等申請手続)

第9 申請者は、金ケ崎町在宅子育て応援金の支給額に変更がある場合は、金ケ崎町在宅

子育て応援金支給額改定等申請書（様式第3号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、審査を行い、支給額を決定し、金ケ崎町在宅子育て応援金決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。  
（変更届）

第10 申請者は、申請書の記載事項に変更があったときは、金ケ崎町在宅子育て応援金申請事項変更届（様式第4号）を速やかに提出しなければならない。

（報告及び調査）

第11 町長は、支給対象者となる要件の認定等に必要があるときは、申請者から報告又は書類の提出を求め、調査することができるものとする。

- 2 申請者は、前項の規定による調査等を正当な理由なく拒んではならない。

- 3 町長は、申請者が調査等を拒んだことにより、支給対象者となる要件の認定が困難なときは、応援金の支給決定を行わないものとする。

（職権による変更処理及び決定の取消し）

第12 町長は、次の各号のいずれかに関する事項を公簿等により確認することができるときは、第9に規定する支給額改定等申請及び第10に規定する変更届の提出によらず、職権により変更処理及び決定の取消しを行うことができるものとする。

- （1）支給の決定を受けた者が第3に規定する支給対象者となる要件に該当しなくなったこと。
- （2）申請書の記載事項に変更があったこと。

（応援金の返還）

第13 町長は、支給決定を取り消した場合及び虚偽の申請その他不正の手段により応援金の支給決定を受けた場合において、既に支給された応援金がある場合は返還を求めることができるものとする。

（補則）

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。